

平成28年(ワ)第308号 平成29年(ワ)第345号

「戦争法」強行成立損害請求事件

原告 ○○ ほか37名

被告 国ほか5名

準備書面(36)

本件「戦争法」は違憲・違法であり、「立法事実」などが不存在である

2019年5月9日

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

選定当事者兼原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

原告 ○ ○ ○ ○

1 本件「戦争法」の立法事実是不存在である

被告国は、集団的自衛権の行使を容認する解釈変更の根拠を「安全保障環境の変化」とした。しかし、「安全保障環境の変化」が、どのような変化なのか、どのような立法の必要性に結びつくのかについて、国会の審議を通じて、またその後も、具体的な説明をしていない。そして、被告らは、本件「戦争法」案について国民の理解が十分得られていないことを自認しながら、同法案を強行成立し、施行した。

本件「戦争法」を必要とする立法事実が存在しないことの概要を原告準備書面(35)で述べた。『憲法Ⅱ(第5版)』(中野俊彦・中村睦男・高橋和之・高見勝利 有斐閣 2012年)の「Ⅱ 違憲審査制と憲法訴訟 —— 第一節 違憲審査制 —— 三 審査の方法と基準 —— (1) 審査方法 —— ① 立法事実の意義」で、その「立法事実」について次のように解説している。

裁判所の審理は、通常は当該事件の個別的な事実(たとえば刑事事件において、某月某日某所においてYが酒酔い運転で人をはねて重傷を負わせたという事実、あるいは民事事件において、某月某日YがXからしかじかの金を借りたという事実)を、当事者の主張・立証に基づいて認定することと、その認定事実を法をどのように適用するかということにあてられる。このような事実は司法事実ないし判決事実と呼ばれる。憲法訴訟も、その本体である訴訟の審理は、この点をめぐって行われることに変わりはない。憲法上の争点にかかわる司法事実は、たとえば公安条例の違憲が争われる場合、Xが条例に沿った許可申請を行ったとか、公安委員会が不許可処分をしたとか、無許可で集会を行ったとかの一連の事実がそれにあたる。しかし法令自体あるいはその適用の違憲が争われる憲法訴訟においては、そのような個別・具体的事実のほかに、その立法事実、すなわち立法の基礎を形成し、かつその合理性を支える社会的・経済的等の一般的事実の存否を確かめることが必要な場合が多い。立法者が立法をするにあたっては、それを必要とさせる社会的・経済的等の事実が当然認識されているはずであるが、立法者による立法事実の認識に誤りはないか、立法事実は裁判の時点でも存在しているか等の審査が必要とされるのである。そして法令の違憲審査は、通常は、立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実に照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定がなされることによって、裁判官の臆断によらない、科学的な根拠に立った憲法判断が可能になり、判決に説得力がもたらされることになる。(302～303頁。下線は原告ら。)

したがって、本件「戦争法」を立法化するに際して、「立法の基礎を形成し、かつそれを必要とする社会的・経済的等の一般的事実」が不可欠であり、しかも、その法令の違憲審査において、「立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実に照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定が」問われる。

しかしながら、原告準備書面(35)で述べたように、本件「戦争法」の「立法事実」は不存

在である。

また、原告らが語る述べてきたように、本件「戦争法」は、国際社会の軍事的緊張を高め、国際社会及び日本の安全保障環境を悪化させる。したがって、本件「戦争法」の「立法目的」及び「手段選択」は、正当性・相当性がない。

そもそも、本件「戦争法」は、憲法前文の「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであつて、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」との決意に反し、「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。」ことにも著しく反し、「われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する」ことにも著しく反する。したがって、本件「戦争法」の「立法目的」と「手段選択」には、正当性も相当性もなく、本件「戦争法」は、違憲・違法である。

2 「司法事実」は、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならない

『憲法Ⅱ(第5版)』の先の引用のように、「裁判所の審理は、通常は当該事件の個別的な事実(たとえば刑事事件において、某月某日某所においてYが酒酔い運転で人をはねて重傷を負わせたという事実、あるいは民事事件において、某月某日YがXからしかじかの金を借りたという事実)を、当事者の主張・立証に基づいて認定することと、その認定事実を法をどのように適用するかということにあてられる」必要がある。また、「司法事実の場合、当事者の主張しない事実を判決の基礎としてはならない、当事者間に争いのない事実そのまま採用しなければならない、争いのある事実については当事者の申し出た証拠によって認定しなければならない等の制約がある」(同305頁)。

以上のように、訴訟手続では、争点となる事実関係の有無につき当事者による主張・立証がされ、それを下に裁判所は事実認定をし、認定された事実について法を適用して判決をする必要がある(司法事実ないし判決事実)。憲法訴訟でも、それは同様で、事実の有無の審理がされる必要がある。

なお、立法事実は法令の効力に関する事実なので、その認定については、司法事実の認定とは異なり、当事者が主張立証しない事実を判決の基礎としてはいけないという弁論主義は妥当しないと解されている。つまり、訴訟当事者が主張立証しない事実を職権で考慮することができる。しかしながら、裁判所が立法事実を正確に把握するためには、実際問題としては訴訟当事者による資料提出に負う面が大きいといわれている。

以上のことから、「司法事実」は、被告国のこれまでの主張・立証は、第1準備書面から第5準備書面及び各証拠に限定され、また、被告塩崎らの主張・立証も答弁書に限定される。また、「立法事実」も、実際問題としては訴訟当事者による資料提出に負う面が大きいので、原告及び被告の主張・立証に事実上限定されるであろうことを念のために述べておく。

結語

以上のように、本件「戦争法」は、「立法事実(立法の基礎を形成し、かつそれを必要とする社会的・経済的等の一般的事実)」が不存在であり、しかも、その法令の違憲審査において、「立法者が設定した立法目的と、その立法目的を達成するために選択した手段の両面にわたって行われるが、検証された立法事実を照らしてそれら立法目的と手段選択は正当かつ相当といえるかどうかの判定が」問われるが、いずれも正当性及び相当性がなく、違法立法というほかなく、しかも、憲法に著しく反する違憲立法である。

被告らの行為による立法化した本件「戦争法」の強制成立及び施行により、原告らの権利・利益が侵害され、精神的苦痛を被っている。したがって、被告らの本件行為は、国賠法1条1項の違法行為に該当し、原告らに対して賠償責任を負う。

以上